

国家公務員退職手当法施行令等の一部を改正する政令参照条文

○ 国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第八十二号）（抄）	1
○ 国家公務員退職手当法施行令（昭和二十八年政令第二百十五号）（抄）	1
○ 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）（抄）	1
○ 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）（抄）	2
○ 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号）（抄）	2
○ 地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）（抄）	7
○ 産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成十一年法律第三百三十一号）（抄）	8
○ 株式会社農林漁業成長産業化支援機構法（平成二十四年法律第八十三号）（抄）	8
○ 株式会社地域経済活性化支援機構法（平成二十一年法律第六十三号）（抄）	8
○ 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第一百七号）（抄）	9
○ 株式会社海外需要開拓支援機構法（平成二十五年法律第五十一号）（抄）	9

○ 国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第八十二号）（抄）

（独立行政法人等役員として在職した後引き続き職員となつた者の在職期間の計算）

第八条 職員のうち、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続き独立行政法人通則法第二条第一項に規定する独立行政法人その他特別の法律により設立された法人でその業務が国の事務又は事業と密接な関連を有するものうち政令で定めるもの（退職手当（これに相当する給付を含む。）に関する規程において、職員が任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続き当該法人の役員となつた場合に、職員としての勤続期間を当該法人の役員としての勤続期間に通算することと定めている法人に限る。以下「独立行政法人等」という。）の役員（常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「独立行政法人等役員」という。）となるため退職をし、かつ、引き続き独立行政法人等役員として在職した後引き続き再び職員となつた者の第七条第一項の規定による在職期間の計算については、先の職員としての在職期間の始期から後の職員としての在職期間の終期までの期間は、職員としての引き続きいた在職期間とみなす。

2、3（略）

○ 国家公務員退職手当法施行令（昭和二十八年政令第二百十五号）（抄）

（法第八条第一項に規定する政令で定める法人）

第九条の四 法第八条第一項に規定する政令で定める法人は、独立行政法人のほか、次に掲げる法人とする。

一〜九十四（略）

九十五 新関西国際空港株式会社

九十六 旧独立行政法人平和祈念事業特別基金

九十七 旧独立行政法人海上災害防止センター

○ 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）（抄）

（公庫等に転出した継続長期組合員についての特例）

第二百二十四条の二 組合員（長期給付に関する規定の適用を受けない者を除く。）が任命権者若しくはその委任を受けた者の要請に応じ、引き続きいて沖繩振興開発金融公庫その他特別の法律により設立された法人でその業務が国若しくは地方公共団体の事務若しくは事業と密接な関連を有するものうち政令で定めるもの（第四項において「公庫等」という。）に使用される者（役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「公庫等職員」という。）となるため退職した場合（政令で定める場合を除く。）又は組合員（長期給付に関する規定の適用を受けない者を

除く。)が任命権者若しくはその委任を受けた者の要請に応じ、引き続き沖縄振興開発金融公庫その他特別の法律により設立された法人でその業務が国の事務若しくは事業と密接な関連を有するものうち政令で定めるもの(同項において「特定公庫等」という。)の役員(常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「特定公庫等役員」という。)となるため退職した場合(政令で定める場合を除く。)には、長期給付に関する規定(第四十一条第二項の規定を除く。)の適用については、別段の定めがあるものを除き、その者の退職は、なかつたものとみなし、その者は、当該公庫等職員又は特定公庫等役員である期間引き続き転出(公庫等職員又は特定公庫等役員となるための退職をいう。以下この条において同じ。)の際に所属していた組合の組合員であるものとする。この場合においては、第四章中「公務」とあるのは「業務」と、第九十九条第二項中「及び国の負担金」とあるのは「公庫等又は特定公庫等の負担金及び国の負担金」と、同項第二号及び第三号中「国の負担金」とあるのは「公庫等又は特定公庫等の負担金」と、第一百零二条第一項中「各省各庁の長(環境大臣を含む。)、特定独立行政法人又は職員団体」とあり、及び「国、特定独立行政法人又は職員団体」とあるのは「公庫等又は特定公庫等」と、「第九十九条第二項(同条第五項から第七項までの規定により読み替えて適用する場合を含む。)」とあるのは「第九十九条第二項」と、同条第四項中「職員団体」とあるのは「公庫等若しくは特定公庫等」とする。

255 (略)

○ 国家公務員共済組合法施行令(昭和三十三年政令第二百七号)(抄)

(継続長期組合員につき組合員期間の通算を認める公庫等又は特定公庫等の範囲)
第四十三条 (略)

2 法第二百二十四条の二第一項に規定する特定公庫等(以下「特定公庫等」という。)に係る同項に規定する政令で定める法人は、沖縄振興開発金融公庫のほか、次に掲げる法人とする。

- 一 百四 (略)
- 百五 原子力損害賠償支援機構
- 百六 株式会社国際協力銀行
- 百七 新関西国際空港株式会社

○ 地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第五十二号)(抄)

(公庫等に転出した継続長期組合員についての特例)

第四百四十条 組合員が任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続き沖縄振興開発金融公庫その他特別の法律により設立された法人

でその業務が国又は地方公共団体の事務又は事業と密接な関連を有するもののうち政令で定めるもの（以下「公庫等」という。）に使用される者（役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「公庫等職員」という。）となるため退職した場合（政令で定める場合を除く。）には、長期給付に関する規定（第四十三条第二項の規定を除く。）の適用については、その者の退職は、なかつたものとみなし、その者は、当該公庫等職員である間、引き続き転出（公庫等職員となるための退職をいう。次項第一号において同じ。）の際に所属していた組合の組合員であるものとする。この場合においては、第四章中「公務」とあるのは「業務」と、「給料」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定給料」と、「期末手当等」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定期末手当等」と、第六章中「給料」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定給料」と、「期末手当等」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定期末手当等」と、第百十三条第二項中「地方公共団体（市町村立学校職員給与負担法第一条又は第二条の規定により都道府県がその給与を負担する者にあつては、都道府県。以下この条において同じ。）の負担金」とあり、並びに同項第二号及び第三号中「地方公共団体の負担金」とあるのは「公庫等の負担金」と、第百十六条第一項中「地方公共団体の機関、特定地方独立行政法人又は職員団体」とあり、及び「地方公共団体、特定地方独立行政法人又は職員団体」とあるのは「公庫等」と、「第百十三条第二項（同条第五項から第七項までの規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とあるのは「第百十三条第二項」とする。

2 4 (略)

(国の職員の取扱い)

第百四十二条 常時勤務に服することを要する国家公務員（国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第七十九条又は第八十一条に規定する休職又は停職の処分を受けた者、法令の規定により職務に専念する義務を免除された者及び常時勤務に服することを要しない国家公務員のうちその勤務形態が常時勤務に服することを要する国家公務員に準ずる者で政令で定めるものを含むものとし、国から給与を受けない者で政令で定めるもの以外のものを含まないものとする。）のうち警察庁の所属職員及び警察法（昭和二十九年法律第六十二号）第五十六条第一項に規定する地方警務官である者（第九章の二を除き、以下「国の職員」という。）は、職員とみなしてこの法律の規定を適用する。この場合においては、国の職員は、警察共済組合の組合員となるものとする。

2 国の職員についてこの法律を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる規定の中欄に掲げる字句は、それぞれ当該下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

<p>第二条第一項第五号</p>	<p>地方公務員法第二十五条第三項第一号に規定する給料表に掲げる給料で月額をもつて支給されるもの又はこれに相当する給与で政令で定めるもの</p>	<p>一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の適用を受ける職員については、同法第五条第一項に規定する俸給とし、その他の職員については、これに準ずる給与で政令で定めるもの</p>
<p>第二条第一項第六号</p>	<p>地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第</p>	<p>一般職の職員の給与に関する法律の適用を受ける</p>

	<p>二百四条の規定の適用を受ける職員については、同条第二項に規定する手当のうち期末手当、勤勉手当その他政令で定める手当とし、その他の職員については、これらの手当に準ずるもの</p>	<p>職員については、同法の規定に基づく給与のうち期末手当、勤勉手当その他政令で定める給与（報酬に該当しない給与に限る。）及び他の法律の規定に基づく給与のうち政令で定めるもの（報酬に該当しない給与に限る。）とし、その他の職員については、これらに準ずる給与</p>
<p>第四十三条第二項</p>	<p>地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百一十一号）第二条第二項</p>	<p>国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第九十一号）第一条の二</p>
<p>第七十条の二第一項</p>	<p>地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第一百十号）第二条第一項</p>	<p>国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第九号）第三条第一項</p>
<p>第七十条の二第二項</p>	<p>国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第九号）第三条第一項（同法第二十七条第一項及び裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）（第七号に係る部分に限る。））において準用する場合を含む。）の規定による育児休業又は裁判官の育児休業に関する法律（平成三年法律第一百十号）第二条第一項</p>	<p>国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第九号）（第七号に係る部分に限る。）において準用する国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第一百十号）（第七号に係る部分に限る。）の規定による育児休業に関する法律（平成三年法律第一百十号）第二条第一項の規定による育児休業又は地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第一百十号）第二条第一項</p>
	<p>その子の出生した日以後労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第六十五条第一項又は第二項の規定により休業した期間</p>	<p>一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成六年法律第三十三号）第十九条の規定による特別休暇（出産に関する特別休暇であつて政令で定めるものに限る。）の期間</p>
<p>第七十条の三第一項</p>	<p>育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第六十一条第六項において準用する同条第三項に規定する要介護家</p>	<p>一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律第二十条第一項に規定する介護休暇又はこれに準ずる休暇として政令で定めるもの</p>

	第八十七条第二項	族その他主務省令で定める者を介護するための休業であつて、任命権者又はその委任を受けた者の承認（主務省令で定める組合員については、主務省令で定める者の承認）を受けたもの	
	第一百十一条第一項	地方公務員災害補償法第二条第二項 地方公務員法第二十九条 退職手当支給制限等処分に相当する処分	国家公務員災害補償法第一条の二 国家公務員法第八十二条 退職手当支給制限等処分
第百十三條第二項各号列記以外の部分		組合員の掛金及び地方公共団体（市町村立学校職員給与負担法第一条又は第二条の規定により都道府県がその給与を負担する者にあつては、都道府県。以下この条において同じ。）の負担金	組合員の掛金及び国の負担金
第百十三條第二項各号、第三項及び第四項	地方公共団体		国
第百十四條の二第一項	地方公務員の育児休業等に関する法律第二条第一項		国家公務員の育児休業等に関する法律第三条第一項
第百十四條の二第二項	地方公務員の育児休業等に関する法律第十条第一項又は第十九条第一項の育児短時間勤務又は部分休業		国家公務員の育児休業等に関する法律第十二条第一項又は第二十六条第一項の育児短時間勤務又は育児時間
第百十五條第二項	地方自治法第二百四条第二項に規定する退職手当又はこれに相当する手当		国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第八十二号）に基づく退職手当又はこれに相当する手当
第百十六條第一項	地方公共団体		国
第百三十八條	地方公共団体（市町村立学校職員給与負担法第一条又は第二条の規定により都道府県がその給与を負担する者にあつては、都道府県）		国

<p>第三百二十九条</p>	<p>外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律（昭和六十二年法律第七十八号）第二条第一項</p>	<p>国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律（昭和四十五年法律第十七号）第二条第一項</p>
<p>第四百十条第一項</p>	<p>任命権者又は 又は地方公共団体の事務又は 退職した場合（政令で定める場合を除く。）</p>	<p>任命権者若しくは 若しくは地方公共団体の事務若しくは 退職した場合（政令で定める場合を除く。）又は組合員が任命権者若しくはその委任を受けた者の要請に応じ、引き続き沖繩振興開発金融公庫その他特別の法律により設立された法人でその業務が国の事務若しくは事業と密接な関連を有するものうち政令で定めるもの（以下「特定公庫等」という。）の役員（常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「特定公庫等役員」という。）となるため退職した場合（政令で定める場合を除く。）</p>
<p>第四百十条第二項第二号</p>	<p>当該公庫等職員 （公庫等職員 公庫等の負担金 とあるのは「公庫等」 公庫等職員 含む。）</p>	<p>当該公庫等職員又は特定公庫等役員 （公庫等職員又は特定公庫等役員 公庫等又は特定公庫等の負担金 とあるのは「公庫等又は特定公庫等」 公庫等職員又は特定公庫等役員 含む。）</p>
<p>第四百十条第三項</p>	<p>これらの他の公庫等職員</p>	<p>含む。）、継続長期組合員が特定公庫等役員として在職し、引き続き他の特定公庫等役員となつた場合（その者が更に引き続き他の特定公庫等役員となつた場合を含む。）その他の政令で定める場合</p>
<p>第四百四十四條の二第二項及び第四百四十四條の三十一（見出しを</p>	<p>地方公共団体</p>	<p>国</p>

含む。

3、5 (略)

○ 地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）（抄）

第四十三条 (略)

2、5 (略)

6 国の職員に係る法第四百二十二条第二項の表第四百十条第一項の項の下欄に掲げる政令で定める法人は、沖縄振興開発金融公庫のほか、次に掲げる法人とする。

一、四 (略)

五 総合研究開発機構法を廃止する法律（以下この号において「廃止法」という。）による廃止前の総合研究開発機構法により設立された総合研究開発機構（廃止法附則第二条に規定する旧法適用期間が経過する時までの間におけるものに限る。）、原子力損害賠償支援機構、預金保険機構、銀行等保有株式取得機構、地方公務員災害補償基金、独立行政法人通信総合研究所法の一部を改正する法律（平成十四年法律第三百三十四号）附則第三条第一項の規定により解散した旧通信・放送機構、独立行政法人海洋研究開発機構（独立行政法人海洋研究開発機構法附則第十条第一項の規定により解散した旧海洋科学技術センターを含む。）、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律附則第十三条の規定による改正前の独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構法第二条の独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構を含む。）、独立行政法人医薬品医療機器総合機構、独立行政法人医薬基盤研究所、農水産業協同組合貯金保険機構、独立行政法人農業技術研究機構法の一部を改正する法律（平成十四年法律第二百二十九号）附則第四条第一項の規定により解散した旧生物系特定産業技術研究推進機構、独立行政法人農林漁業信用基金、独立行政法人水産総合研究センター法の一部を改正する法律（平成十四年法律第三百一十一号）附則第五条第一項の規定により解散した旧海洋水産資源開発センター、独立行政法人情報処理推進機構（情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成十四年法律第四百四十四号）附則第二条第一項の規定により解散した旧情報処理振興事業協会を含む。）、独立行政法人自動車事故対策機構（独立行政法人自動車事故対策機構法（平成十四年法律第八十三号）附則第二条第一項の規定により解散した旧自動車事故対策センターを含む。）、独立行政法人空港周辺整備機構（公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律の一部を改正する法律（平成十四年法律第八十四号）附則第二条第一項の規定により解散した旧空港周辺整備機構を含む。）、地方公共団体金融機構及び独立行政法人住宅金融支援機構

7、8 (略)

○ 産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成十一年法律第三百一十一号）（抄）

（数）

第三十条の三 株式会社産業革新機構（以下この章、第六章及び第七章において「機構」という。）は、一を限り、設立されるものとする。

（商号）

第三十条の七 機構は、その商号中に株式会社産業革新機構という文字を用いなければならない。

2 機構でない者は、その名称中に産業革新機構という文字を用いてはならない。

○ 株式会社農林漁業成長産業化支援機構法（平成二十四年法律第八十三号）（抄）

（数）

第二条 株式会社農林漁業成長産業化支援機構（以下「機構」という。）は、一を限り、設立されるものとする。

（商号）

第五条 機構は、その商号中に株式会社農林漁業成長産業化支援機構という文字を用いなければならない。

2 機構でない者は、その名称中に農林漁業成長産業化支援機構という文字を用いてはならない。

○ 株式会社地域経済活性化支援機構法（平成二十一年法律第六十三号）（抄）

（数）

第三条 株式会社地域経済活性化支援機構（以下「機構」という。）は、一を限り、設立されるものとする。

（商号）

第五条 機構は、その商号中に株式会社地域経済活性化支援機構という文字を用いなければならない。

2 機構でない者は、その名称中に地域経済活性化支援機構という文字を用いてはならない。

○ 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）（抄）

（数）

第三十二条 株式会社民間資金等活用事業推進機構（以下「機構」という。）は、一を限り、設立されるものとする。

（商号）

第三十六条 機構は、その商号中に株式会社民間資金等活用事業推進機構という文字を用いなければならない。

2 機構でない者は、その名称中に民間資金等活用事業推進機構という文字を用いてはならない。

○ 株式会社海外需要開拓支援機構法（平成二十五年法律第五十一号）（抄）

（数）

第二条 株式会社海外需要開拓支援機構（以下「機構」という。）は、一を限り、設立されるものとする。

（商号）

第六条 機構は、その商号中に株式会社海外需要開拓支援機構という文字を用いなければならない。

2 機構でない者は、その名称中に海外需要開拓支援機構という文字を用いてはならない。